特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
39	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯 金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支 給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

釧路市は、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(令和3年法律第38号)に基づく特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

北海道釧路市長

公表日

令和7年9月17日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

4 株中田 株却コーノル	というになっています。				
1. 特定個人情報ファイル	と取り扱う事務				
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公 的給付の支給に関する事務				
	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。				
②事務の概要	1. 新たな住民税均等割非課税世帯への給付における公金受取口座に関する事務【令和6年10月31日終了】 2. 新たな住民税均等割のみ課税世帯への給付における公金受取口座に関する事務【令和6年10月31日終了】				
	3. 新たな低所得子育て世帯への加算における公金受取口座に関する事務【令和6年10月31日 終了】 4. 定額減税しきれないと見込まれる方への給付における公金受取口座に関する事務【令和6年10月31日 終了】 5. 住民税非課税世帯への物価高騰対策支援給付金における公金受取口座に関する事務【令和7年4				
③システムの名称	<u>B30日 終了】</u> 1. 給付金システム 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバ				
2. 特定個人情報ファイル	名				
対象者情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 135項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め る事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条				
4. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項及び第162条				
5. 評価実施機関における	担当部署 把当部署				
①部署	釧路市福祉部社会援護課				
②所属長の役職名	次長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	釧路市総合政策部市民協働推進課 釧路市黒金町7丁目5番地 0154-31-4503				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	釧路市福祉部社会援護課 釧路市黒金町7丁目5番地 0154-31-4536				
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数					
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満		
いつ時点の計数か		冷和7年6月2日 時点			
2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満] <選択肢> [500人未満] 1)500人以上 2)500人未満			
いつ時点の計数か		↑和7年6月2日 時点			
3. 重大事故					
	RIC、評価実施機関において特定個 でる重大事故が発生したか	(選択肢> (選択肢> 1)発生あり 2)発生なし			

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
	項目評価書 施機関については、それ] れぞれ重点項目	. — . –	評価書 評価書及び 評価書及び	「重点項目評価書 「全項目評価書 ク対策の詳細が記
	in an in the second				
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワーク	アシステムを通	じた人手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る	
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ・	ర్]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であっ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			Ι]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る	
5. 特定個人情報の提供・移車	伝(委託や情報提供ネッ	ットワークシスティ	ムを通じた提供を除く。)	Γ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分であっ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手] (]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であっ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る	

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> () 特に力を入れている () 1)特に力を入れている () 2)十分である () 課題が残されている () ・当該事務における情報照会は公金受取口座に限り実施しており、対象となる可能性がある者に対す				
判断の根拠	る全件照会ではなく、一定の条件で絞り込んだ必要最小限の照会に留めることでデータ管理・編集における事務ミスの可能性を軽減している。				
9. 監査					
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査				
10. 従業者に対する教育	·啓発				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと	きえられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
判断の根拠	・公金受取口座の照会前に対象者を精査して不必要な情報を保有しないこと自体が適切な情報管理であるとともに、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクを事前に排除できていると考えている。 ・同時に公金受取口座に本人以外の名義で登録がなされていないことを確認したうえで情報を利用している。 ・上記のとおり、みだりに情報を保有せず、紐付け誤り等に対する一定のリスク管理を行うことが最も優先度が高いと考えている。				

変更箇所

发 史固/	/1				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月17日	I 1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の概 要	3年法律第38号 第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法上いう」の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 1. 新たな住民税均等割非課税世帯への給付における公金受取口座に関する事務[令和6年10月31日 終了] 2. 新たな住民税均等割のみ課税世帯への給付における公金受取口座に関する事務[令和6年10月31日 終了] 2. 新たな住民税均等割のみ課税世帯への給付における公金受取口座に関する事務[令和6年10月31日 終了] 2. 新た水保田、2章で世帯のの知答における	本的和刊の文部寺の迅速か、健美な美趣の万 かの預貯金口座の登録等に関する法律(令和 3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定 を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 及び行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成55年 法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 1. 新たな住民税均等割非課税世帯への給付における公金受取口座に関する事務[令和6年 10月31日 終了] 2. 新たな住民税均等割のみ課税世帯への給付における公金受取口座に関する事務[令和6年 10月31日 終了] 3. 新たな住民税均等割のみ課税世帯への給付における公金受取口座に関する事務[令和6年 年10月31日 終了] 3. 新たな住民税均等割のみ課税世帯への給付における公金受取口座に関する事務[令和6年 年10月31日 終了] 5. 住民税非課税世帯への物質における公金受取口座に関する事務[令和6年 年10月31日 終了] 5. 住民税非課税世帯への物価高騰対策支援 総付金における公金受取口座に関する事務 [令和7年4月30日 終了] 6. 令和7年度住民税均等割のみ課税世帯支援 経行金における公金受取口座に関する事務 [令和7年4月30日 終了] 6. 令和7年度住民税均等割のみ課税世帯支援	事後	新規給付金事業開始及び既 存給付金事業終了による変更
令和7年9月17日	I 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表 135項	番号法第9条第1項 別表 135項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省 令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条	事後	重要な変更に当たらないため (特定公的給付に関する自治 体職員向けQ&A(第16版)問 21による表記の見直し)
令和7年9月17日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	〈情報照会にかかる法令根拠〉 番号法第19条第1項8号 別表の135の項 〈情報提供〉 提供なし	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表160の項及び第162条	事後	重要な変更に当たらないため (特定公的給付に関する自治 体職員向けQ&A(第16版)問 21による表記の見直し)
令和7年9月17日	Ⅱ 1.対象人数 いつ時点の 計数か	令和6年12月13日 時点	令和7年6月2日 時点	事後	重要な変更に当たらないため (計数の見直し)
令和7年9月17日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	令和6年12月13日 時点	令和7年6月2日 時点	事後	重要な変更に当たらないため (計数の見直し)